

「アクション・プラン」推進委員会(第5回)議事要旨

日 時：平成 24 年 2 月 9 日（木）18:35～19:40

場 所：内閣府地域主権戦略室 会議室

出席者：

〔「アクション・プラン」推進委員会〕

川端達夫委員長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進））、上田清司委員（埼玉県知事）、後藤斎委員（内閣府副大臣）、福田昭夫委員（総務大臣政務官）

〔関係府省政務〕

園田康博内閣府大臣政務官、森田高総務大臣政務官、滝実法務副大臣、津田弥太郎厚生労働大臣政務官、岩本司農林水産副大臣、北神圭朗経済産業大臣政務官、吉田おさむ国土交通副大臣、高山智司環境大臣政務官

〔関西広域連合〕

井戸敏三兵庫県知事、嘉田由紀子滋賀県知事

〔九州地方知事会〕

広瀬勝貞大分県知事

〔沖縄県〕

仲井眞弘多沖縄県知事

主な議題

- 1 広域的实施体制の枠組みについて
- 2 個別の事務・権限の移譲の検討について
- 3 出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲以外の「アクション・プラン」の課題について

1 福田委員から広域的实施体制の枠組みについて資料に基づき説明が行われた。

2 広域的实施体制の枠組みについて意見交換が行われた。

地方整備局が発揮している現場力・統合力・即応力が引き続き担保される枠組みが必要。

大臣間の協議を経た昨年未の広域的实施体制の枠組みの方向性では、権限と責任を有する長を置く、と明記されており、1人の長が権限と責任を持って行政を執行する独任制の仕組みで検討していくと理解していた。合議制の理事会との選択制の案が示されたことに困惑している。

国土交通省は、国家的規模の災害に対して、大臣の統一的な指揮命令系統の下で、陸海空にわたる全国組織の総力を挙げて、人員や資機材、高度な技術力やノウハウを迅速かつ集中的に被災地に投入して対応している。これが、地方整備局の持つ現場力・統合力・即応力の一形態であり、被災地の自治体からも評価を頂いている。

このような経験や被災地の自治体の意見を踏まえ、大規模災害時のオペレーションについては、災害対策基本法による指示だけでなく、所管の大臣として国土交通大臣が、広域の実施体制の長や職員に対し、直接に包括的な指揮ができるようにすることが必要。

選択制でも、独任制でも、それぞれのメリット、デメリットがあると思うが、どちらを採るかは委ねていただいて、法律でどちらでなくてはいけないと決めてしまうのはいかがなものかという点を、さらに強調したい。

緊急事態の時に、大臣がそれぞれの事務に責任を持っていただく。出先機関を引き受けたからといって大臣の権限を全部頂戴したいと申し上げているわけではない。専任の執行役を置くことについては、あまり異議はないが、特別職にしなくてはいけないのかどうかということは、引き受ける連合におまかせいただきたい。

災害対策基本法だけをベースにするのではなくて、それぞれ各省が所管している権限の中で、緊急の時にはこのような指示ができるという整理をしていただき、そして連合に対しても指示をするということはあっていいのではないかと。指揮監督の下に置くということではなく、指示ができる根拠を個別法の中に持つということ自身は十分に検討に値するのではないかと。

この出先機関改革というのは、まさにマニフェストに書いてやっていたことであるから、ぜひ皆さんから政治的に発信をしていただきたい。

12月26日の地域主権戦略会議の時には、独任制か理事会制かを選択できるということだったのではないかと。

今回、環境関係の4団体の資料を読ませていただいたが、先祖返りしたかなと思った。30年前は自治体の開発圧力に対して環境団体が頑張っていたが、その後自治体は、保全もしなければいけないということで両方含めて体制をとってきた。日本の自然というのは人が使いながら守り、人に近いところで守られてきたので、国と地方が力を合わせてやれる。自治体にも環境関係の職員がいるので、ここはしっかりと共存して共に自然の価値を高めるということで、信頼していただきたい。環境省はたくさんの部分をきちんと自治体にとり戻しているから、評価をさせていただきます。

災害の問題というのは、日常どう備えるかということと緊急時どうするかということ。日常どっちにあるかという意味では、関西広域防災・減災プランをきっちり作った。そしていざ発災した時にも縦割りではなくて横つなぎで対策を取るから、自治体としては強みがあると思っている。

独任制か理事会制かということについては、選択というふうに取り扱っていただきたい。

能力を陸海空一丸となって発揮できるようにということで、丸ごと移管をお願いしている。

その代わり緊急時における国の指示はあってしかるべき。緊急時のために常時情報を、色んな意味で指示ができるようにしておくということも大事。流動性ということから言えば各省からの指示でもいいのではないかと考えている。

執行機関の在り方については、12月26日の地域主権戦略会議で、選択制を含めたとの説明があり、それが決定事項。

今も災害対策基本法で、国が地方を指示できる権限がある。その上で広域連合をつくり、広域連合の長を通じて一元的に指示できるような体制ができるということでは、むしろ都道府県単位で指示をしている以上に効果がある。これは必ずしも国の出先機関である必要は全くない。

3 福田委員から個別の事務・権限の移譲の検討について資料に基づき説明が行われた。

4 個別の事務・権限の移譲の検討について意見交換が行われた。

個別作用法に基づく事務について、(経済産業局関連では)45法律あるが、そのうち9割を占める40法律については移譲が可能だということを回答した。

個別事務については、相当国民・住民の権利を制限したりするものも含まれているので、是非今後パブリックコメントとか、そういったものも含めて広く国民的議論の対象にしていただきたい。

行政効率化の観点から、移譲する事務に関連する府県の事務も、この広域体制に持ち寄っていただくことを是非お願いしたい。

地方整備局の事務量・業務量などから見て大半を占める一級河川や直轄道路の整備・管理の実施などについて、広域的实施体制に移譲するという前提の下で検討を行った。

移譲を実現するためには、国の根幹的なインフラについて、整備、管理を含めて確実に実現することが必要であるため、新たな事務類型を設け、国土交通大臣の特別の関与というものが不可欠と考えている。

国の特別の関与の具体的内容として、例えば、国の事務執行に必要となる調査・報告徴収、個々具体の事業に関する執行計画や執行方法の提示、計画や予算に基づく事業実施を図るため適時に行う指示、指示に従わない場合に国が自ら行う直接執行等が考えられる。

移譲の例外とする必要があるものとして、国家の利害の実現の観点から判断する必要があるもの、国の負担支出に関して判断を行うもの、全国を規制・監督対象とする必要があるものなどを考えている。

内閣府提出の資料は回答法律数で整理されている。実態の事務量のウエイトというものも、できるならば正確に表していただきたい。数だけ多くて見栄えだけ良くても、実態を伴わないものであってはならないということで検討しているところ。

嘉田知事からもいろいろコメントを頂き、非常に評価して頂いたと思っている。国立公園と原子力規制庁、ここはやはり引き続き環境省で担当させていただきたい。一方、地球温暖化対策や公害対策は、知事からもお話があったように地方自治体の協力なしには全く進まないという部分もちろんある。

そこで環境省所管31本の法律のうち、27本移譲できるものをまず検討しようということで大幅に出ささせていただいた。しっかりとした広域体制の仕組みや各省一体

として対応する必要があるということももちろんある。

これまで国がやってきているもの、そしてこれからも原則として国がやるものを、一部地域的に整っているところは、この広域的な実施体制に委ねるということだから、原則として法定受託事務でやるのが理想なのかなと思っている。

機関委任事務は元に戻るから困るという話があったが、ぎりぎりのところまではいいのではないか。あまり国と地方の関係で旧態依然のことを言うと、残存の経済産業局、残存の整備局や残存の事務所というのが残ってしまう。この行革の時に何のための改革かということになる。

国の権限・責任も確保するための新たな措置というものを、これまでの自治事務とか法定受託事務の考え方を超えて考えないとうまくいかないのではないか。逆に、残存の事務があるから国の方に持って帰ると言われると、今度は地域の住民にとっては、東京の方に来なくてはいけないではないかということでも困る。

機関委任事務の復活はいいないが、何らかの工夫が必要ということは基本的に賛成。また、絶対に残存組織が残るようなことは前提にさせていただきたくないし、してはいいない。

どうしても国の事務だというようなことがあり得た場合には、国の事務として吸い上げていただいた上で、もう一度、例えば広域連合に事務を委託していただくなり、その際いろんな条件を付けるというようなことが考えられる。

例えば法定で委任して、その範囲内について指示は各大臣が直接にできるような形式も検討できるのではないか。

経済産業省のところで、中小企業関係は、実際地元任せに任せてもらう方が、内実を積み上げて本当に内部を強化しなければならないものづくりの仕事としては、良いものができるのではないかと考えている。

河川整備計画は移管できないということだが、関西では、流域治水ということで土地利用計画と併せて、この河川整備計画をより広げようと、つまり、縦割りの限界を広げてどんな災害でも、どんな大雨でも命を守るという仕組みを関西の中で作り始めている。

道路計画を関西なら関西に下ろしていただいたら、公平性、透明性、必要性のところで計画的な投資のプランを作らせていただきたいと思う。

環境の方は、地元と一緒に協働でと言っていたので、今一番大変なのは獣害であり、ぜひ自治体と協働的な国立公園管理ということで一緒に汗を流せたらありがたい。

12月26日の方向性に賛同する。沖縄総合事務所の中には、国交省、経済産業省、農林省などが一緒に入っており、その仕事、権限を丸ごと県に移譲していただきたいという方向である。そこに今入っていない環境省について、もし九州の広域に移していただけるなら、沖縄県もきちっと移譲していただいても良いと考えているので、念のため申し添えておく。

- 5 福田委員から出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲以外の「アクション・

プラン」の課題について状況報告が行われた。

6 最後に川端委員長より発言があった。

平時も災害時も含めて、しっかりと万全を期するようということにおいては、地方の自主性・自立性を損なわない範囲でできる限りの工夫を柔軟に考えて解決するという姿勢で臨ませていただきたい。

移譲の例外とする事務はできるだけ少なくしたいということを基本に、国と地方が対等・協力の関係ということを改めて確認する中で、対応策自体は柔軟に考えたい。

(以上)